

広域連携のあり方についてのこれまでの議論

広域連携のあり方についてのこれまでの議論

- 現在の広域連携の仕組みは十分なものか。より多様な仕組みを考えることはできないか。
- 一部事務組合や広域連合の財政状況は、当該組織に議会があるため、住民にとって間接的でわかりにくい面があるのではないか。使い勝手が良く、また、住民のコントロールが効く広域連携の仕組みを考える必要があるのではないか。
- 地方自治法上の事務の委託は、事務権限が受託団体に移動するため、住民コントロールの観点から問題があるのではないか。民法上の委託契約を参考に、事務権限が完全には移動しない柔軟な仕組みが考えられないか。
- 市町村合併は限界に来ているのではないか。今後は、定住自立圏の試みも踏まえつつ、多様な広域連携の仕組みにより、周辺の市町村又は都道府県と連携することにより、市町村が総合行政主体として成り立っていくのではないか。
- これまでの広域行政圏施策は固い仕組みだったが、より柔軟な広域連携が考えられないか。
- 定住自立圏における「協定」はどのようなものか。また、協定によってどのような役割分担が考えられるか。